

市民からの陳情を議会で審議することを求めることについて

請願理由

小平市議会に提出される陳情は、以前は市議会で審議されていましたが、平成13年(2001年)度以降に提出されたものは、議員及び執行機関に陳情書の写しが配布されるのみで、審議されていません。平成12年(2000年)12月に小平市議会会議規則第90条の文言が、議長は陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとするから、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとするに変更されました。議会運営委員会で発議があって決定したものは請願の例により処理するという事になってはいますが、これまでに実績はありません。

しかし、多摩26市のうち21市では、市議会に提出された陳情を審議し、採択、不採択について議決している実態があります。例えば、国立市は、国立市議会基本条例第5条第3項で、議会は、市民からの請願及び陳情を政策提言又は政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議すると規定しており、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準に基づき、議会運営委員会で協議した上で、委員会付託をしています。小平市議会でも、このような基準を定めて陳情を審議して下さるよう切望します。

請願には紹介議員が必要です。議会に何か提案をしたいと思った市民が議員につながる事が困難な場合もあります。

小平市でも、以前のように陳情も審議されるようにしていただきたいと願います。

また、付託された委員会での議論を深めるために、請願と同様に、当事者である陳情者の趣旨説明や委員からの質疑に答弁する事を認めてください。

以上の理由により、次の事項についてお願いいたします。

請願事項

- 1 市議会は、提出された陳情についての取扱基準を定め、基準に合致したものは、請願同様審議するようにしてください。
- 2 請願と同様に、陳情者の趣旨説明や委員からの質疑に答弁することを認めてください。

紹介議員： 水口かずえ 山崎とも子 細谷正 橋本久雄

請願者： 小平市回田町 39-5 電話番号：080-5496-7675 島京子

* 上記請願にご賛同いただける方は、以下にご署名ください。

氏 名	住 所

頂いた署名は、この請願以外には用いません。

- ① ご署名 は、国籍、年齢、住所に関係なく、どなたでもできます。
- ② 住所は各人ごとにご記入ください。「同上」や「〃」は、使用できません。
- ③ 記入は自筆でお願いします。代理署名もできます。代理署名の場合は住所欄の最後に押印をお願いします。
- ④ 署名集約日： 11月23日 までに、請願者代表・島京子に(187-0013 小平市回田町 39-5 島京子)お届けください(郵送可)。